

## 規定改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、2018年2月6日に金融庁によって公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、取引の一部を制限する等のリスクに応じた取組みを定めることに伴い、「当座性貯金共通規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

(令和元年6月1日)

### 「当座性貯金共通規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>1. } (省 略)</p> <p>7.</p> <p>8. (取引の制限等)</p> <p><u>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>9. (解約等)</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(2)</p>	<p>1. } (同 左)</p> <p>7. <u>(追 加)</u></p> <p>8. (解約等)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2)</p>

改 定 後	改 定 前
① (省 略)	① (同 左)
② この貯金の貯金者が第7条第1項に違反した場合	② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合
③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	(追 加)
④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合	④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
(3) 〵 (省 略)	(3) 〵 (同 左)
(5) 10. (通知等) (省 略)	(5) 9. (通知等) (同 左)
11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省 略)	10. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同 左)
12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省 略)	11. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同 左)
13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省 略)	12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (同 左)
① 第12条に掲げる異動が最後にあった日	① 第11条に掲げる異動が最後にあった日
② 〵 (省 略)	② 〵 (同 左)
④ (2) (省 略)	④ (2) (同 左)
14. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省 略)	13. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同 左)
15. (規定の変更等) (省 略)	14. (規定の変更等) (同 左)

「当座勘定規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
1. } (省 略)	1. } (同 左)
23.	23.
<u>24. (取引の制限等)</u>	<u>24. (新 設)</u>
<u>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>	
<u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>	
<u>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u>	
<u>25. (解 約)</u>	<u>24. (解 約)</u>
(1) } (省 略)	(1) } (同 左)
(2) ① } (省 略)	(2) ① } (同 左)
③ ④ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u>	③ <u>(新 設)</u>
(3) } (省 略)	(3) } (同 左)
(4)	(4)
<u>26. (取引終了後の処理)</u> (省 略)	<u>25. (取引終了後の処理)</u> (同 左)

新	旧
<u>27.</u> (手形交換所規則による取扱い) (省 略)	<u>26.</u> (手形交換所規則による取扱い) (同 左)
<u>28.</u> (個人信用情報センターへの登録) (省 略)	<u>27.</u> (個人信用情報センターへの登録) (同 左)
<u>29.</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (1) ↳ (省 略) (4)	<u>28.</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (1) ↳ (同 左) (4)
<u>30.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省 略)	<u>29.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同 左)
<u>31.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省 略) ① 第 <u>30</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ↳ (省 略) ④ (2) (省 略)	<u>30.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (同 左) ① 第 <u>29</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ↳ (同 左) ④ (2) (同 左)
<u>32.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省 略)	<u>31.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同 左)
<u>33.</u> (規定の変更等) (省 略)	<u>32.</u> (規定の変更等) (同 左)
以上 <u>(令和元年6月1日現在)</u>	以上 <u>(平成29年12月29日現在)</u>